



平成23年2月25日
内閣府（防災担当）

「霧島山（新燃岳）噴火に伴う活動火山対策特別措置法に基づく地域指定」 について

平成23年1月26日以降、霧島山（新燃岳）において、活発な火山活動が続き、一部地域では避難勧告も発令され、爆発的な噴火に伴う多量の降灰により、住民等の生活に支障が生じています。

こうした状況を踏まえ、「活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）」に基づく「避難施設緊急整備地域」及び「降灰防除地域」について本日（2月25日（金））、以下のとおり指定しました。

1. 概要

1月26日以降、霧島山（新燃岳）において、活発な火山活動が続き、一部地域では避難勧告も出され、爆発的な噴火に伴う多量の降灰により、住民等の生活に支障が生じています。こうした状況を踏まえ、活火山法に基づく避難施設緊急整備地域と降灰防除地域の指定を行います。

2. 指定地域

（1）避難施設緊急整備地域（活火山法第2条）

1月30日に高原町が避難勧告を発令した区域（約6km²）

* 宮崎県西諸県郡高原町の区域のうち大字蒲牟田の一部及び大字広原の一部の区域

* 避難所（集会所）（2か所）の不燃化を予定

【参考】避難施設緊急整備地域（活火山法第2条～第9条）

〔対象区域〕火山の噴火により住民等の身体・生命に被害の生じるおそれのある地域で、避難施設の整備を緊急に必要とする地域（字単位で指定する）

〔指定手続〕中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきいて、内閣総理大臣が指定

〔指定の効果〕

- ・ 避難施設緊急整備地域内における、避難施設（避難所、避難路、退避施設等）の整備に対する補助や起債の特例
- ・ 避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域における、降灰による農林漁業被害を防ぐための施設（ビニールハウス、洗浄機械等）の整備に対する補助

(2) 降灰防除地域（活火山法第12条）

都城市、日南市、小林市、三股町及び高原町（約1,975 km²）

*小中学校等の空調施設の整備を予定

【参考】降灰防除地域（活火山法第12条～第15条）

〔対象区域〕おおむね1,000 g/m²以上の降灰があり、降灰防除施設（空調施設等）の整備を必要とする地域（市町村単位で指定する）

〔指定手続〕関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事の意見をきいて、内閣総理大臣が指定

〔指定の効果〕

- ・教育施設又は社会福祉施設における、降灰防除施設の整備に対する補助
- ・医療施設や中小企業における、降灰防除施設の整備に対する低利融資

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付

企画官 西口

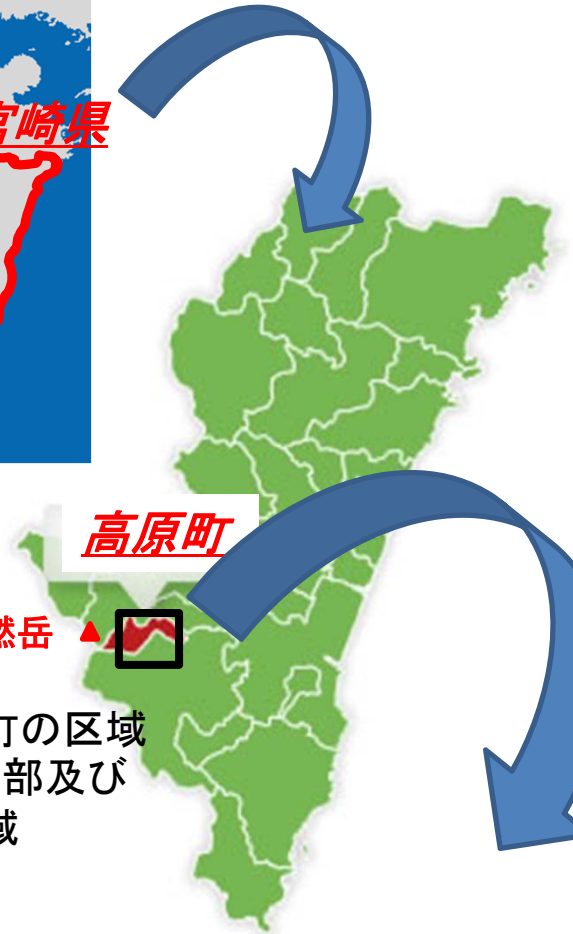
参事官補佐 日下部

計画担当 松尾

電話：03-3501-5693（直通）

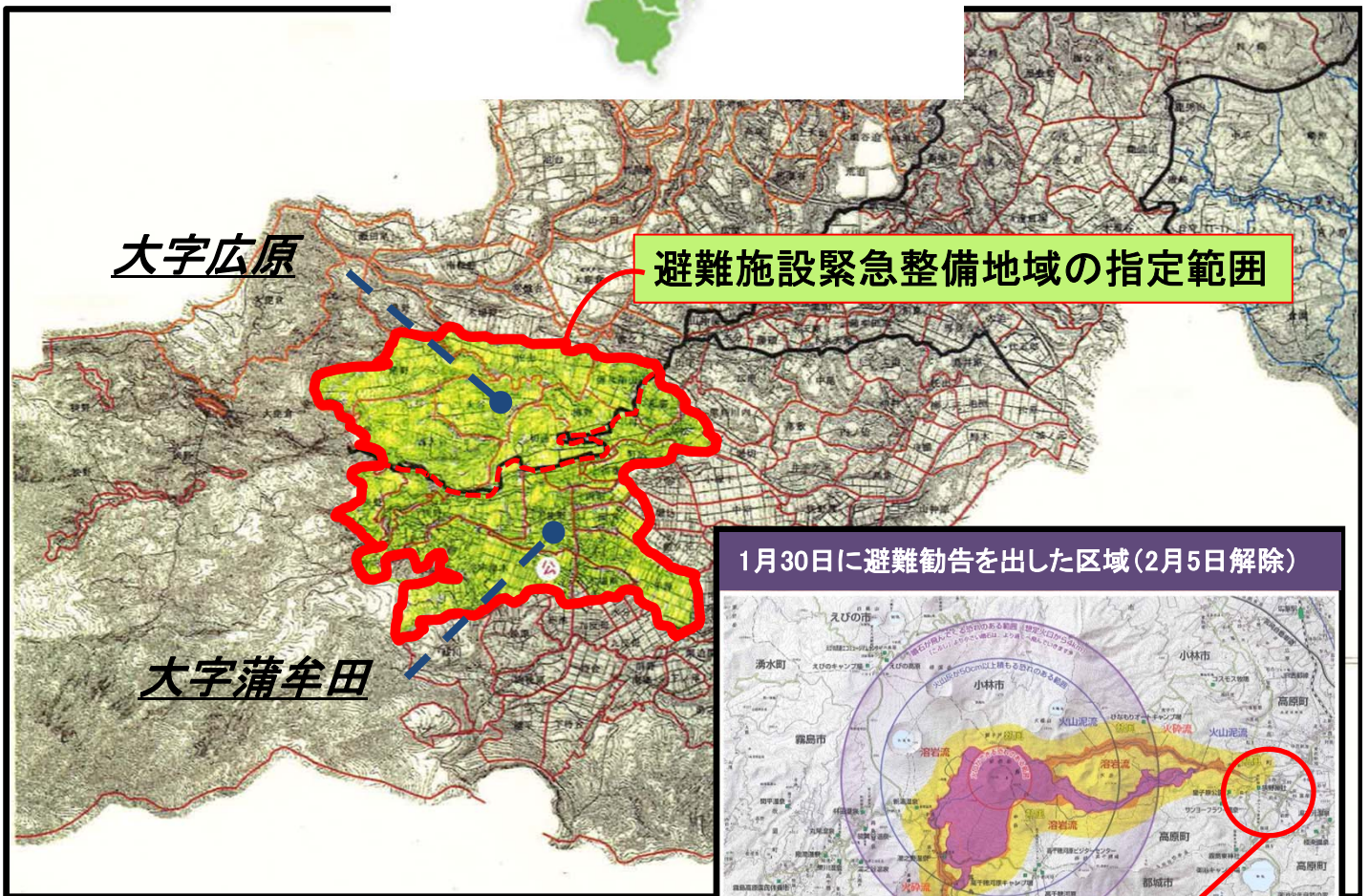
FAX：03-3501-5199

◆避難施設緊急整備地域の指定範囲



指定区域:

宮崎県西諸県郡高原町の区域のうち大字蒲牟田の一部及び大字広原の一部の区域



1月30日に避難勧告を出した区域(2月5日解除)

避難勧告
513世帯、1158人

◆降灰防除地域の指定範囲

